

平成18年度末 鉄軌道駅における段差解消に向けた対応状況について(正)

平成19年3月31日現在

事業者名	総駅数	1日あたりの平均利用者が5千人以上の全駅数 A	公共交通移動等円滑化基準第4条に適合している駅数 ()は、公共交通移動等円滑化基準第4条に適合していないが段差を解消している駅数を含む			
			うち5千人以上の駅数 B		5千人以上の全駅数に対する割合(%) (B/A)*100	
JR北海道	465	30	30 (32)	19 (21)	63% (70%)	
JR東日本	1,689	466	536 (540)	309 (311)	66% (67%)	
JR東海	398	83	85 (158)	56 (56)	67% (67%)	
JR西日本	1,208	287	316 (406)	171 (175)	60% (61%)	
JR四国	258	7	29 (139)	4 (6)	57% (86%)	
JR九州	554	66	85 (106)	41 (42)	62% (64%)	
JR旅客会社6社 小計	4,572	939	1,081 (1,381)	600 (611)	64% (65%)	
東武鉄道	196	111	70 (79)	61 (62)	55% (56%)	
西武鉄道	90	74	65 (71)	60 (64)	81% (86%)	
京成電鉄	64	48	28 (29)	26 (26)	54% (54%)	
京王電鉄	68	64	48 (48)	47 (47)	73% (73%)	
小田急電鉄	70	67	64 (65)	63 (64)	94% (96%)	
東京急行電鉄	88	87	82 (82)	81 (81)	93% (93%)	
京浜急行電鉄	71	70	38 (39)	38 (39)	54% (56%)	
相模鉄道	24	23	20 (20)	19 (19)	83% (83%)	
名古屋鉄道	274	74	106 (177)	32 (40)	43% (54%)	
近畿日本鉄道	327	120	98 (249)	58 (92)	48% (77%)	
南海電気鉄道	99	50	28 (39)	24 (26)	48% (52%)	
京阪電気鉄道	84	57	36 (42)	32 (36)	56% (63%)	
阪急電鉄	84	82	59 (66)	59 (66)	72% (80%)	
阪神電気鉄道	41	35	28 (28)	24 (24)	69% (69%)	
西日本鉄道	80	23	22 (60)	15 (18)	65% (78%)	
大手民鉄15社 小計	1,660	985	792 (1,094)	639 (704)	65% (71%)	
東京地下鉄	140	140	18 (82)	18 (82)	13% (59%)	
札幌市交通局	46	46	21 (39)	21 (39)	46% (85%)	
仙台市交通局	17	16	17 (17)	16 (16)	100% (100%)	
東京都交通局	98	96	30 (69)	29 (67)	30% (70%)	
横浜市交通局	32	30	24 (30)	22 (28)	73% (93%)	
名古屋市交通局	81	78	61 (63)	60 (62)	77% (79%)	
京都市交通局	29	27	29 (29)	27 (27)	100% (100%)	
大阪市交通局	100	94	89 (89)	83 (83)	88% (88%)	
神戸市交通局	25	20	21 (24)	16 (19)	80% (95%)	
福岡市交通局	35	25	35 (35)	25 (25)	100% (100%)	
地下鉄10社局 小計	603	572	345 (477)	317 (448)	55% (78%)	
JR、大手民鉄、地下鉄 小計	6,835	2,496	2,218 (2,952)	1,556 (1,763)	62% (71%)	
中小民鉄、路面電車 小計	2,660	305	714 (1,222)	202 (238)	66% (78%)	
鉄軌道全体 合計	9,495	2,801	2,932 (4,174)	1,758 (2,001)	63% (71%)	

- 注) 1. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み、全体で1駅として計上している。新幹線の駅と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。
2. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。
3. 「公共交通移動等円滑化基準第4条に適合していないが段差を解消している駅」とは、公共交通移動等円滑化基準に適合していないエレベーター(ドアにガラスがはめ込まれていない等)やスロープも含め、段差を解消した経路を1以上確保されている駅のこと、表中の()書きはその駅を含めた数値及びその割合を示している。
4. 【 】内は平成17年度末の数値。

平成18年度末 鉄軌道駅における段差解消に向けた対応状況について(誤)

平成19年3月31日現在

事業者名	総駅数	1日あたりの平均利用者が5千人以上の全駅数 A	公共交通移動等円滑化基準第4条に適合している駅数 ()は、公共交通移動等円滑化基準第4条に適合していないが段差を解消している駅数を含む					
			うち5千人以上の駅数 B		5千人以上の全駅数に対する割合(%) (B/A)*100			
JR北海道	465	30	30	(32)	19	(21)	63%	(70%)
JR東日本	1,687	466	535	(539)	309	(311)	66%	(67%)
JR東海	398	83	85	(158)	56	(56)	67%	(67%)
JR西日本	1,208	287	316	(406)	171	(175)	60%	(61%)
JR四国	258	7	29	(139)	4	(6)	57%	(86%)
JR九州	555	66	85	(106)	41	(42)	62%	(64%)
JR旅客会社6社 小計	4,571	939	1,080	(1,380)	600	(611)	64%	(65%)
東武鉄道	196	111	70	(79)	61	(62)	55%	(56%)
西武鉄道	90	74	65	(71)	60	(64)	81%	(86%)
京成電鉄	68	51	31	(33)	29	(29)	57%	(57%)
京王電鉄	68	64	48	(48)	47	(47)	73%	(73%)
小田急電鉄	70	67	64	(65)	64	(65)	96%	(97%)
東京急行電鉄	88	87	82	(82)	81	(81)	93%	(93%)
京浜急行電鉄	71	70	38	(39)	38	(39)	54%	(56%)
相模鉄道	25	24	21	(21)	20	(20)	83%	(83%)
名古屋鉄道	274	74	106	(177)	32	(40)	43%	(54%)
近畿日本鉄道	327	120	98	(249)	58	(92)	48%	(77%)
南海電気鉄道	99	50	28	(39)	24	(26)	48%	(52%)
京阪電気鉄道	84	57	36	(42)	32	(36)	56%	(63%)
阪急電鉄	84	82	59	(66)	59	(66)	72%	(80%)
阪神電気鉄道	41	35	28	(28)	24	(24)	69%	(69%)
西日本鉄道	80	23	22	(60)	15	(18)	65%	(78%)
大手民鉄15社 小計	1,665	989	796	(1,099)	644	(709)	65%	(72%)
東京地下鉄	140	140	18	(80)	18	(80)	13%	(57%)
札幌市交通局	46	46	21	(39)	21	(39)	46%	(85%)
仙台市交通局	17	16	17	(17)	16	(16)	100%	(100%)
東京都交通局	98	96	30	(68)	29	(66)	30%	(69%)
横浜市交通局	32	30	24	(30)	22	(28)	73%	(93%)
名古屋市交通局	81	78	61	(61)	60	(60)	77%	(77%)
京都市交通局	29	27	29	(29)	27	(27)	100%	(100%)
大阪市交通局	100	94	89	(89)	83	(83)	88%	(88%)
神戸市交通局	25	20	21	(24)	16	(19)	80%	(95%)
福岡市交通局	35	25	35	(35)	25	(25)	100%	(100%)
地下鉄10社局 小計	603	572	345	(472)	317	(443)	55%	(77%)
JR、大手民鉄、地下鉄 小計	6,839	2,500	2,221	(2,951)	1,561	(1,763)	62%	(71%)
中小民鉄、路面電車 小計	2,673	289	732	(1,244)	206	(241)	71%	(83%)
鉄軌道全体 合計	9,512	2,789	2,953	(4,195)	1,767	(2,004)	【56%】	【(65%)】 63% (72%)

注)1. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み、全体で1駅として計上している。新幹線の駅と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。

2. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。

3. 「公共交通移動等円滑化基準第4条に適合していないが段差を解消している駅」とは、公共交通移動等円滑化基準に適合していないエレベーター(ドアにガラスがはめ込まれていない等)やスロープも含め、段差を解消した経路を1以上確保されている駅のこと、表中の()書きはその駅を含めた数値及びその割合を示している。

4. 【 】内は平成17年度末の数値。